

TAC／W セミナー司法書士 令和5年度司法書士筆記試験 直前ポイントチェック

☑民法（物権・親族）

取消し、無効または解除と登記

不動産がA→B→Cと順次に譲渡された事例において、A B間の売買が、制限行為能力者であること、錯誤、強迫、詐欺を理由として取り消された場合、または通謀虚偽表示により無効な場合に、AはCに対し、所有権を対抗することができるか否か。

	Cが取消（無効）または解除前に利害関係を取得した第三者の場合 ①売買 ②売買 A → B → C ③取消し（または無効）	Cが取消（無効）または解除後に利害関係を取得した第三者の場合 ①売買 ③売買 A → B → C ②取消し（または無効）
制限行為能力者であることによる取消し 強迫による取消し	Cの善意・悪意を問わず、Aが常にCに優先する ※Cが登記を具備していても同様	Cの善意・悪意を問わず、民法 177 条により登記の先後によって決する
錯誤による取消し 詐欺による取消し	AがCに優先する → Cが善意・無過失であれば、民法 95 条 4 項、96 条 3 項によってCがAに優先する	
解除	AがCに優先する → Cが解除時に登記を備えていれば、民法 545 条 1 項ただし書によってCがAに優先する（大判大 10.5.17）（注）	
通謀虚偽表示による無効	AがCに優先する → Cが善意であれば、登記を具備していなくても民法 94 条 2 項によって、CがAに優先する	

（注）合意による契約解除前に利害関係を有するに至った第三者の場合でも法定解除と同様である（最判昭 33.6.14）。

相隣関係

（１）隣地の使用 ※住家への立入りは居住者の承諾が必要（同Ⅰただし書）

① 使用目的（民 § 209Ⅰ） 土地の所有者は、（ⅰ）から（ⅲ）の目的のため必要な範囲内で、隣地を使用することができる （ⅰ）境界またはその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去または修繕 （ⅱ）境界標の調査または境界に関する測量 （ⅲ）民法233条 3 項の規定による枝の切取り
② 隣地所有者および隣地使用者への通知（同Ⅲ） 原則：あらかじめ目的、日時、場所および方法を通知する 例外：あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、上記内容を通知する
③ 償金（同Ⅳ） 隣地の所有者または隣地使用者は、隣地の使用により損害を受けたときは、償金を請求することができる

(2) 継続的給付を受けるための設備設置権・設備使用权

- | |
|---|
| ① 要件（民§213の2 I）
土地の所有者は、(i) から (iii) の要件を満たすとき、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる
(i) 他の土地に設備を設置し、または他人が所有する設備を使用しなければ継続的給付を受けることができないこと
(ii) 電気、ガスまたは水道水の供給その他これらに類する継続的給付であること
(iii) 「必要な範囲内で」他の土地に設備を設置し、または他人が所有する設備を使用すること |
|---|

- | |
|--|
| ② 償金 ※1
(i) 設備設置に伴い継続的に生ずる損害に対する償金
➡ 1年ごとにその償金を支払うことができる（同V）
(ii) 設備設置に伴い一時的に生ずる損害に対する償金
➡ 一括して支払はなければならない（同IV後段、209IV、民§213の2 V かつこ書）
(iii) 設備使用の開始に伴い継続的に生ずる損害に対する償金
➡ 設備所有者は設備を使用して継続的給付を受けることができるため、規定なし ※2
(iv) 設備使用の開始に伴い一時的に生ずる損害に対する償金
➡ 一括して支払はなければならない（民§213の2 VI） |
|--|

※1 囲繞地通行権の償金規定（民§213）と同様に、土地の分割および一部譲渡により、無償で設備を設置することができる規定がある（民§213の3）

※2 利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕および維持に要する費用を負担しなければならない（同VII）

(3) 竹木の枝の切除および根の切取り

- | |
|--|
| ① 隣地の竹木の枝が境界線を越えるとき
原則：その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる（民§233 I）
例外：(i) から (iii) の場合、土地所有者は、その枝を切り取ることができる。（同III）
(i) 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき
(ii) 竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき
(iii) 急迫の事情があるとき |
| ② 隣地の竹木の根が境界線を越えるとき
土地所有者は、その根を切り取ることができる（同IV） |

婚姻の無効・取消しと協議離婚の無効・取消しの比較

1 婚姻の無効・取消し

単に子を嫡出子としての地位を得させるための方便として婚姻の届出をした場合は、婚姻の意思が欠けるため、当該婚姻は無効となる	最判昭 44.10.31
婚姻意思に基づいて婚姻届が作成され、それが受理された当時、たまたま本人が意識を失っていたとしても、その受理以前に翻意したなど特段の事情のない限り、この婚姻届の受理によって、婚姻は有効に成立する	最判昭 44.4.3

2 婚姻の無効・取消しの効果

婚姻の無効	・当初から法律上の婚姻としての効果は生じない（民 § 742） ・その無効は当然かつ絶対的であり、裁判によって効力を失うものではない
婚姻の取消し	・取消しは将来に向かってのみ効力を生ずる（遡及しない）（民 § 748 I） → 当該婚姻中に出生した子や準正子は嫡出子たる身分を失わない → 婚姻によって得た利益の返還は、婚姻の時に於いてその取消しの原因を知らなかった（善意）当事者は、現に利益を受ける限度、その取消しの原因を知っていた当事者（悪意）は、全部の返還をしなければならない ※ 相手方が善意のときは、損害賠償の責任を負う（民 § 748 II III）

3 離婚の無効・取消し

債権者の強制執行を免れるためまたは生活保護を受けるための協議離婚も、その届出が法律上の婚姻を解消する意思の合致に基づいたものであれば、有効である	最判昭 44.11.14、 最判昭 57.3.26
合意により協議離婚届出書を作成した一方の当事者が、届出を相手方に委託した後、離婚を翻意し、戸籍係員に表示した場合、届出当時には離婚の意思がないことが明確であるから、相手方に対して翻意の表示または届出委託の解除の事実がなくても、協議離婚の届出は無効である	最判昭 34.8.7

4 離婚の無効・取消しの効果

離婚の無効	婚姻の無効に関する規定（民 § 742）が類推適用され、当事者の意思に基づかない離婚届は、受理されても無効である（最判昭 53.3.9）
離婚の取消し	取消しは、遡及効があり、離婚が当初から存在しなかったものとし、婚姻が引き続き継続していたものとされる

TAC／W セミナー司法書士 令和5年度司法書士筆記試験 直前ポイントチェック

会社法

新株予約権の発行

募集事項の決定機関	株主割当て以外	公開会社でない株式会社	原則として、株主総会の特別決議（会 § 238Ⅱ、309Ⅱ⑥） ※ 取締役役に有利発行をする理由の説明義務あり（会 § 238Ⅲ） ※ 募集事項の決定の委任に関する株主総会の特別決議があった場合には、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）（会 § 239Ⅰ 前段、309Ⅱ⑥）
		公開会社	・有利発行の場合を除き、取締役会の決議（会 § 240Ⅰ 前段） ・有利発行の場合には、原則として、株主総会の特別決議（会 § 238Ⅱ、309Ⅱ⑥） ※ 取締役役に有利発行をする理由の説明義務あり（会 § 238Ⅲ） ※ 募集事項の決定の委任に関する株主総会の特別決議があった場合には、取締役会の決議（会 § 239Ⅰ 前段、309Ⅱ⑥）
		種類株式発行会社の特則	種類株式発行会社において、募集新株予約権の目的である株式の種類の全部または一部が譲渡制限株式であるときは、株主総会の決議による当該募集新株予約権に関する募集事項の決定またはその決定についての取締役または取締役会への委任は、当該種類の株式を目的とする募集新株予約権を引き受ける者の募集について当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合および当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない（会 § 238Ⅳ、239Ⅳ）
	株主割当て	公開会社でない株式会社	・原則として、株主総会の特別決議（会 § 241Ⅲ④、309Ⅱ⑥） ・取締役会設置会社以外の株式会社において、取締役の決定によって定めることができる旨の定款の定めがある場合には、取締役の決定（会 § 241Ⅲ①） ・取締役会設置会社において、取締役会の決議によって定めることができる旨の定款の定めがある場合には、取締役会の決議（同Ⅲ②）
		公開会社	取締役会の決議（会 § 241Ⅲ③）
申込み・割当て	割当て	申込み	① 株式会社は、募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者に対し、募集事項等の一定の事項を通知しなければならない（会 § 242Ⅰ） ② 募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者は、株式会社に対し、引き受けようとする募集新株予約権の数等の一定の事項を記載した書面を交付し、または電磁的方法により提供しなければならない（同ⅡⅢ）
		株主割当て以外	株式会社は、申込者の中から募集新株予約権の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集新株予約権の数を定めなければならない（会 § 243Ⅰ 前段） ※ 募集新株予約権の目的である株式が譲渡制限株式である場合、および募集新株予約権が譲渡制限新株予約権である場合には、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって決定しなければならない（同Ⅱ）
		株主割当て	株主（当該株式会社を除く。）は、その有する株式の数に応じて募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する（会 § 241Ⅱ 本文） ※ 株主が募集新株予約権の引受けの申込みの期日までに引受けの申込みをしないときは、当該株主は、募集新株予約権の割当てを受ける権利を失う（会 § 243Ⅳ）
		特則	①募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合、②募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものであるときには募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数および当該募集新株予約権を付した社債の総額の引受けを行う契約を締結する場合には、申込みおよび割当てに関する規定（会 § 242、243）は、適用されない（会 § 244ⅠⅡ） ※ ①募集新株予約権の目的である株式の全部または一部が譲渡制限株式であるとき、②募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるときは、株式会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によって、当該契約の承認を受けなければならない（同Ⅲ）
新株予約権者となる日			割当日（会 § 245Ⅰ）
募集新株予約権の発行をやめることの請求			次に掲げる場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、募集に係る新株予約権の発行をやめることを請求することができる（会 § 247、238Ⅰ） ① 当該新株予約権の発行が法令または定款に違反する場合 ② 当該新株予約権の発行が著しく不公正な方法により行われる場合

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある会社

※ 公開会社でない株式会社（監査役会設置会社および会計監査人設置会社を除く。）は、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる（会 § 389 I）

		監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社	Cf. 監査役（会）設置会社
定款の変更による監査役の任期の満了		次に掲げる定款の変更をしたときは、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する（同Ⅳ） ① 監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更 ② 監査等委員会または指名委員会等を置く旨の定款の変更 ③ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更 ④ その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更	左記①、②、④
取締役の監査役の選任に関する議案提出に対する監査役の同意		監査役（監査役が2人以上ある場合にあってはその過半数）の同意を得なければならない（会 § 343 I）	監査役（監査役が2人以上ある場合にあってはその過半数、監査役会設置会社にあっては監査役会）の同意を得なければならない（会 § 343 I III）
取締役会の招集	株主による請求	取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる（会 § 367 I）	できない（会 § 367 I かつこ書）
	監査役による請求	できない（会 § 389 VII I、383、382）	できる（会 § 383 II、382）
株主による取締役会の議事録の閲覧等の請求		株主は、その権利を行使するため必要があるときは、株式会社の営業時間内は、いつでも、取締役会の議事録の閲覧等の請求をすることができる（会 § 371 II）	株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、取締役会の議事録の閲覧等の請求をすることができる（会 § 371 III II）
監査役の実務、会計参与、支配人その他の使用人に対する報告請求		会計に関する報告を求めることができる（会 § 389 IV）	事業の報告を求めることができる（会 § 381 II）
監査役の子会社に対する報告請求		会計に関する報告を求めることができる（会 § 389 V）	事業の報告を求めることができる（会 § 381 III）
取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）への報告義務		なし（会 § 389 VII I、382）	あり（会 § 382）
取締役会への出席義務		なし	あり（会 § 383 I 本文）
株式会社と取締役との間の訴えにおいて会社を代表する者		① 代表取締役（会 § 349 I ただし書Ⅳ） ② 株主総会が当該訴えについて株式会社を代表する者を定めたときは、その者（会 § 353） ③ ②の場合を除き、取締役会が当該訴えについて株式会社を代表する者を定めたときは、その者（会 § 364、353）	監査役（会 § 386 I）
取締役等による責任の免除に関する定款の定めを設けることの可否		できない（会 § 426 I 参照）	できる（会 § 426 I、425 I）

社債に関するポイント

社債の発行が可能な会社	会社は、その種類（株式会社、合名会社、合資会社または合同会社）にかかわらず、社債を発行することができる（会§2③①、676参照）	
募集社債に関して定めなければならない事項のうち法務省令で定められている事項（会§676⑫、会施規§162）	・数回に分けて募集社債と引換えに金銭の払込みをさせるときは、その旨および各払込みの期日における払込金額 ・他の会社と合同して募集社債を発行するときは、その旨および各会社の負担部分 ・募集社債と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭以外の財産を給付する旨の契約を締結するときは、その契約の内容 ・社債管理者との委託に係る契約において会社法に規定する社債管理者の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容 ・募集社債が信託社債であるときは、その旨および当該信託社債についての信託を特定するために必要な事項等	
社債管理者・社債管理補助者の設置	社債管理者	原則として、設置しなければならない（会§702本文） ※ 次の場合には、設置することを要しない ① 各社債の金額が1億円以上である場合（同ただし書） ② ある種類（会§681①）の社債の総額を当該種類の各社債の金額の最低額で除して得た数が50を下回る場合（会施規§169）
	社債管理補助者	社債管理者を定めることを要しない場合に、設置することができる（会§714の2本文、702ただし書）
社債管理者・社債管理補助者の資格	社債管理者	銀行、信託会社およびこれらに準ずるものとして法務省令で定める者（会§703、会施規§170）
	社債管理補助者	上記に掲げる者の他（会§714の3、703）、法務省令で定める者（弁護士および弁護士法人、会施規§171の2）
社債管理者・社債管理補助者の義務	・社債管理者（社債管理補助者）は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理（の補助）を行わなければならない（会§704Ⅰ、714の7） ・社債管理者（社債管理補助者）は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理（の補助）を行わなければならない（会§704Ⅱ、714の7）	
社債管理者・社債管理補助者の解任	裁判所は、社債管理者（社債管理補助者）がその義務に違反したとき、その事務処理に不適任であるときその他正当な理由があるときは、社債発行人会社または社債権者集会の申立てにより、当該社債管理者（社債管理補助者）を解任することができる（会§713、714の7） ※ 他に社債管理者・社債管理補助者がいないときは、社債発行人会社は、事務を承継する社債管理者・社債管理補助者を定めなければならない（会§714Ⅰ前段③、714の7）	
社債権者集会の招集権者	・社債発行人会社または社債管理者（会§717Ⅱ） ・以下の場合には、社債発行人会社、社債管理者または社債管理補助者に対し招集の請求をした社債権者（同Ⅱ、718Ⅲ） → ① 請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合 ② 請求があった日から8週間以内の日を社債権者集会の日とする社債権者集会の招集の通知が発せられない場合 ※ 裁判所の許可が必要 ・以下の場合には、社債管理補助者（会§717Ⅲ） → ① ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者による招集の請求があった場合（同Ⅲ①、718Ⅰ） ② 社債管理補助者の辞任につき社債権者集会の同意を得るために必要がある場合（会§717Ⅲ②、714の7、711Ⅰ本文）	
社債権者集会の決議	原則	出席した議決権者（議決権を行使することができる社債権者）の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意（会§724Ⅰ）
	例外	議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意（会§724Ⅱ） 例） 社債の全部についてする支払の猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（会§706Ⅰ②に掲げる行為を除く、同Ⅰ①）、代表社債権者の選任（会§736Ⅰ）、決議執行者の選任（会§737Ⅰただし書）、代表社債権者または決議執行者の解任または委任した事項の変更（会§738）等
社債権者集会の決議の省略	社債発行人会社、社債管理者、社債管理補助者または社債権者が社債権者集会の目的である事項について（社債管理補助者にあつては、辞任について社債権者集会の同意をすることについて）提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなされる（会§735の2Ⅰ）	

株式交換および株式移転

		株式交換	株式移転
当事会社	完全親会社	株式会社および合同会社	株式会社のみ
	完全子会社	株式会社のみ	
株式交換契約・株式移転計画	承認機関	原則として、株主総会の決議（会 § 783 I、795 I） ※ 株式交換完全子会社が種類株式発行会社でない場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等の全部または一部が持分等であるときは、株式交換完全子会社の総株主の同意（会 § 783 II）	株主総会の特別決議（会 § 804 I、309 II ⑫） ※ 株式移転完全子会社が種類株式発行会社でない公開会社であり、かつ、当 該株式移転完全子会社の株主に対して交付する金銭等の全部または一部が譲渡制限株式等（会 § 783 III、会施規 § 186）である場合には、株主総会の特殊決議（会 § 804 I、309 III ③）
	略式手続の可否	可（会 § 784 I 本文、796 I 本文）	不可
	簡易手続の可否	株式交換完全親株式会社に限り、可（会 § 796 II 本文）	不可
株券の提出に関する公告等の要否		株券を発行しているときは、株式交換完全子会社において必要（会 § 219 I ⑦） ※ 株式交換完全親株式会社においては不要（同 I 参照）	株券を発行しているときは、必要（会 § 219 I ⑧）
反対株主の株式買取請求の可否		可（会 § 785 I、797 I） ※ 株式交換完全子会社が種類株式発行会社でない場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等の全部または一部が持分等である場合の株式交換完全子会社においては不可（会 § 785 I ①、783 II） ※ 簡易手続による場合における株式交換完全親株式会社においては不可（会 § 797 I ただし書、796 II 本文）	可（会 § 806 I）
債権者異議手続の要否		株式交換完全子会社	株式移転計画新株予約権（会 § 773 I ⑨イ）が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合には、当該新株予約権付社債についての社債権者に対して、必要（会 § 810 II I ③）
		株式交換完全親会社	

TAC／W セミナー司法書士 令和5年度司法書士筆記試験 直前ポイントチェック

不動産登記法

不動産登記法70条2項の規定による登記の抹消

不動産登記法 70 条2項の規定による登記の抹消の要件

- ① 登記された存続期間が満了している地上権、永小作権、質権、賃借権、採石権に関する登記または買戻しの期間が満了している買戻しの特約の登記であること
 - ② 相当の調査が行われたものと認められるものとして法務省令で定める方法により調査を行ってもなお共同して登記の抹消の申請をすべき者(登記義務者)の所在が判明しない場合であること
- 上記の場合は、登記義務者の所在が知れないものとみなして、公示催告を申し立て、除権決定を得ることにより、登記権利者が単独で当該権利の登記の抹消を申請することができる。

資格者代理人からする登記識別情報に関する証明の請求

不動産登記規則に関する規定の特例

- ・登記名義人の氏名等に変更が生じている場合の変更証明情報(不登規則 § 68V)、登記名義人の相続人その他の一般承継人が請求する場合の相続証明情報(同VI)の提供は不要(同XV)。
- 変更証明情報、相続証明情報を提供しないときは、その旨およびその情報の表示を請求情報の内容としなければならない。

請求情報と併せて提供する情報

- 当該資格者代理人が登記の申請の代理を業とすることができる者であることを証する情報を提供しなければならない(不登規則 § 68XIV)。
- ・インターネットを利用する方法によるときは日本司法書士会連合会が発行した電子証明書を、書面を提出する方法によるときは司法書士会が発行した職印に関する証明書を提供する。
 - ・当該職印に関する証明書は、発行後3か月以内のものでなければならない。
 - ・当該職印に関する証明書について、原本の還付を請求することができる。

会社分割による元本の確定前の根抵当権の登記

① 根抵当権者を分割会社とする会社分割があった場合

当該根抵当権は、分割の時に存する債権のほか、分割会社および新設分割設立会社または吸収分割承継会社が分割後に取得する債権を担保するものとなる

→ この場合は、会社分割を登記原因とし、新設分割設立会社または吸収分割承継会社を登記権利者、分割会社を登記義務者として、根抵当権の一部の移転の登記を申請する ※1、2、3

② 債務者を分割会社とする会社分割があった場合

当該根抵当権は、分割の時に存する債務のほか、分割会社および新設分割設立会社または吸収分割承継会社が分割後に負担する債務を担保するものとなる

→ この場合は、会社分割を登記原因とし、根抵当権者を登記権利者、設定者を登記義務者として、債務者に新設分割設立会社または吸収分割承継会社を追加する変更の登記を申請する ※4

※1 設定者の承諾を証する情報を提供することを要しない

※2 根抵当権が株式会社Aおよび株式会社Bの共有名義である場合、株式会社Aから株式会社Cへの会社分割による権利の一部の移転の登記を申請することができる(他の共有者株式会社Bが同意をしたことを証する情報を提供することを要しない)

※3 新設分割設立会社または吸収分割承継会社が被担保債権のすべてに属する事業を承継するときでも、会社分割を登記原因として、根抵当権の全部の移転の登記を申請することはできない

※4 会社分割を登記原因とする債務者の変更の登記と同一の申請情報により、債権の範囲を変更する登記を申請することはできない

処分禁止の登記に後れる登記の名義人への通知

処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請するときは、抹消される登記の権利者(登記の名義人)に対して通知をしたことを証する情報を提供しなければならない。

→ この通知(書面)は、当該通知を発する時のその登記の権利者の登記記録上の住所または事務所にあてて通知したもので足りる。

この場合は、遅くとも、当該通知を発した日から1週間を経過した時に、当該通知は到達したものとみなされる。

・通知をしたことを証する情報は、抹消すべき登記の名義人すべてについて提供しなければならない。

・通知をしたことを証する書面は、登記がされた物件の表示、登記の目的、申請の受付の年月日および受付番号のほか、その登記を抹消する旨が記載されたもので、かつ、内容証明郵便で通知を発したことを証するものでなければならない。

・登記の権利者について登記記録上の住所もしくは事務所の記録がない場合、または通知を発した日から1週間を経過する前に登記の抹消を申請するときは、内容証明郵便のほか、配達証明書も提供しなければならない。

・当該登記の抹消の通知が、登記記録上の住所または事務所以外の住所または事務所にあててされたものであるときは、配達証明書および住所の移転を証する情報(住民票の写し等)を提供しなければならない。

・当該登記の抹消の通知が、登記記録上の氏名または名称以外の氏名または名称にあててされたものであるときは、氏名または名称の変更を証する情報(戸籍の全部事項証明書等)を提供しなければならない。

TAC／W セミナー司法書士 令和5年度司法書士筆記試験 直前ポイントチェック

商業登記法

新株予約権の発行に係る払込みについての添付書類

- 1 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない旨を定めた場合
一切不要
- 2 募集新株予約権の払込金額を定めた場合
 - (1) 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めなかった場合
一切不要
 - (2) 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めた場合
 - ① 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日が割当日以後の日である場合
一切不要
 - ② 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日が割当日より前の日である場合
 - i 新株予約権者が払込金額の全額を払い込んだ場合
払込みがあったことを証する書面
 - ii 新株予約権者が払込みに代えて金銭以外の財産を給付した場合
金銭以外の財産の給付があったことを証する書面(財産の引継書等)
 - iii 新株予約権者が払込みに代えて相殺をした場合
相殺があったことを証する書面(相殺契約書等)

業務を執行する社員2名のいずれもが代表権を有する合同会社に、会社を代表しない業務を執行する社員丁野四郎が加入した場合の登記記録

社員に関する事項	業務執行社員 乙 野 次 郎	
	業務執行社員 丙 野 三 郎	
	業務執行社員 丁 野 四 郎	令和5年3月1日加入
		令和5年3月8日登記
	東京都新宿区新宿一丁目1番1号 代表社員 乙 野 次 郎	
	東京都渋谷区渋谷一丁目1番1号 代表社員 丙 野 三 郎	

募集株式の発行による変更の登記に係る募集事項の決定についての添付書面

1 株主割当て以外の場合

	公開会社である場合	公開会社でない場合
原則	取締役会議事録	株主総会議事録
株主総会による募集事項の決定の委任があった場合	取締役会議事録* ¹	株主総会議事録のほか 取締役会議事録または取締役の過半数の一致があったことを証する書面
払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合 (募集事項の決定の委任があった場合を除く)	株主総会議事録* ²	株主総会議事録
その他	募集株式が譲渡制限株式である場合には、種類株主総会議事録が必要となることがある	

*1 募集事項の決定をした取締役会の日と払込みまたは給付の期日(払込みまたは給付の期間を定めた場合には、その期間の初日)との間に2週間の期間が置かれていない場合には、2週間の期間が不要であることを証するため、募集事項の決定の委任をした株主総会の議事録を添付する。

*2 払込金額が特に有利な金額であるかどうかを登記官は審査しないため、募集事項の決定をした株主総会の議事録を添付してされた申請は、払込金額にかかわらず受理される。

2 株主割当ての場合

	公開会社である場合	公開会社でない場合
原則	取締役会議事録	株主総会議事録
決定機関について定款に別段の定めがある場合	定款のほか 株主総会議事録	定款のほか 取締役会議事録または取締役の過半数の一致があったことを証する書面
その他	種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合には、種類株主総会議事録が必要となることもある	

一般財団法人の設立の登記の添付書面

- (1) 定款
 - * 公証人の認証を受けたものを添付する。
- (2) 財産の抛出の履行があったことを証する書面
 - * 株式会社の発起設立の登記の申請書に添付する払込みがあったことを証する書面と同様の書面を添付する。
- (3) 設立時評議員、設立時理事および設立時監事の選任に関する書面
 - * 定款で定めなかったときは、設立者の過半数の一致によって選任したことを証する書面等を添付することになる。
- (4) 設立時代表理事の選定に関する書面
 - * 設立時理事の過半数により選定するが、定款で定めることも可能である。
- (5) 設立時評議員、設立時理事、設立時監事および設立時代表理事が就任を承諾したことを証する書面
- (6) 設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面
 - イ 設立時会計監査人の選任に関する書面
 - * 定款で定めなかったときは、設立者の過半数の一致によって選任したことを証する書面等を添付することになる。
 - ロ 就任を承諾したことを証する書面
 - ハ 設立時会計監査人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書（登記を申請する登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合および申請書に会社法人等番号を記載した場合を除く）
 - ニ 設立時会計監査人が法人でないときは、その者が公認会計士であることを証する書面
- (7) 登記すべき事項につき設立者全員の同意またはある設立者の一致を要するときは、その同意または一致があったことを証する書面
 - * 主たる事務所の具体的な所在場所を決定した場合等
- (8) 設立時代表理事以外の設立時理事および設立時監事の本人確認証明書
- (9) 設立時代表理事の印鑑証明書
- (10) 代理人によって申請するときは委任状